

Endangered Forest : 優先的に保護価値の高い森林 企業の方針のためのガイド (部分訳)

ワイグループについて(部分訳)

ワイグループは、Endangered Forest を定義・識別し、これらの森林に関連した調達行動を提言するために、幅広い環境 NGO と業界の参加者によるこの目的のためのフォーラムとして、2001年4月に設立された。

ワイの経過

世界資源研究所(WRI)と世界自然保護基金(WWF)アメリカが、この取り組みにおいて、非公式でその場限りの調整役と進行役を努めた。いくつかの環境 NGO と業界の代表者が意見や情報を提供したり、定期的な会議に出席した。予備的な科学的調査は終了している。

Endangered Forest に関する論議における木材を調達する企業へのメッセージ

企業が Endangered Forest から原料調達を行なわない方針を実行するにあたってのガイドとして、4つのメッセージがある。

1. 行動する：この定義は、企業が Endangered Forest の消費を削減し、FSC (やそれと同等の) 認証材の利用を増加させる行動を促進するためのものである。
2. 十分な保全手段が講じられるまで、この地域から原料調達することを避ける。(十分な保全手段とは、地域において様々な関係者が保護地を選定するための計画立案といった WWF の地域の環境計画の概念と同じである)
3. Endangered Forest ではないと思われる地域、したがって、FSC (または同等の) 認証要件を満たしていると考えられる地域から調達する。
4. 合法的な木材原料を入手することが非常に難しい地域、人権や先住民社会の権利が侵害されている地域を避ける。

Endangered Forest(EF)の定義

カテゴリー1：自然環境の理由により希少な森林

EF 定義：自然環境の面で希少な森林の中で、未開発のすべての森林地域

理由：森林の種類的主要なものは、比較的世界中に広く分布しているが、気候・地理・地形・生態の組み合わせによっては、世界中で非常に小さな面積に限られるものもある。そうした森林には、その森林の種類にしか見られない固有の種や群れが多い。

事例：地中海性気候の森林(北米、南米、オーストラリア南西部、ユーラシア、南アフリカ)、温帯雨林(北米、チリ、タスマニア)、熱帯雲霧林(中米、南米、アジア)

カテゴリー2：人間の活動によって希少となった森林

EF 定義：人間の活動によって希少になった森林の中で、すべての未開発の森林、原生林、オールドグロス林

理由：現在の生態学の理論によると、ある地域の自然の生息地が減少するにしたがって、絶滅の割合が増加し、重要な生態・進化の過程が危険にさらされる。多くの科学者は、森林の70%が影響を受けると、生物の減少が確実に増加すると指摘している。

事例：南米大西洋岸の森林、インドネシアの低地熱帯雨林、タイやコスタリカの熱帯乾燥林

カテゴリ3：手付かずの（未開拓または未開拓に近い）森林

EF 定義：十分な保全対策のないか、過渡期にある手付かずの森林

理由：手付かずの森林地域を維持することは、断続的・長期的・大規模な破壊からの保護、渡り鳥の通り道や様々な種の生息地、無傷の森林の事例（外来種の侵入がなく、栄養物の流れや水循環が変化を受けていない）を守るために必要である。

事例：カナダやロシアの亜寒帯林、インドネシア、ベネズエラ、アマゾン西部、コンゴ盆地、ニューギニアの低地林、アラスカ、チリ、アメリカのロッキー北部

カテゴリ4：その他の生態学的に重要な森林

EF 定義：オールドグロス林区域、絶滅に瀕した生物種や群れの重要な生息地、アメリカ国内の道路が建設されていない地域、地域の調査によって生態学的に重要であると認められた回廊や緩衝地帯内の森林

理由：遺伝子、種、群の多様性を持ち、以下を維持している、残されている区画または未開発の森林：
(1)大きな災害に対して生態系としての抵抗力や回復力、(2)進化の潜在力、(3)回復に向けた計画、(4)現在および将来の人類の資源の貯蔵庫、(5)大規模な自然災害が発生した場合の森林に生息する種の避難場所の提供。

カテゴリ5：人権や先住民の権利の侵害が行われている森林

EF 定義：先住民の権利の侵害などの人権侵害が引き起こされている森林。先住民の権利、人権の侵害は、以下を含む：

- 地域住民の生活、慣習地、安全、健全な環境の権利を損なう林業
- 森林に依存する人々の権利を尊重せずに、対立が起きている場所での林業
- 先住民への事前の説明同意なしに行なわれている操業
- 国際的な人権に関する基準に反した制度の下で行なわれている林業

理由：世界中で16億人にも及ぶ人々が、基本的な生活を森林に依存している。こうした人々にとって、森林の破壊は生計を失うこと、文化の崩壊、貧困の増大、国際的に認められている人権の否定を意味する。森林に依存する人々、特に先住民の権利に対する国際的な認識は進んでいるにもかかわらず、人権の侵害は続いている。先住民は、現存する国際的な人権に関する協定を利用するために必要な情報、技能、資金を持っていない場合が多い。

カテゴリ6：違法な林産物

EF 定義：合法性は、生産国または生産地域の法律や関連した国際条約によって定義される。違法に伐採され、輸送された林産物には、没収された後に市場に戻った商品が含まれる。違法に伐採された林産物を販売ルートを通して得たものも、このカテゴリに含まれる。

理由：違法伐採は、国および地方政府、森林所有者、地域社会から、多大な歳入や利益を奪い、森林生態系を破壊し、木材市場と森林資源の評価に悪影響を与え、持続可能な森林経営に向けた努力を阻害する。違法に伐採された木材の国際的な取引は、違法伐採の問題を悪化させている。

（原文：<http://www.forestethics.org/pdf/EF.pdf>、翻訳：熱帯林行動ネットワーク）